

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の封じ込めに関連する個人の隔離に関する検討事項

暫定ガイダンス

2020年3月19日版

原文 (英語) :

Considerations for quarantine of individuals in the context of containment for coronavirus disease (COVID-19)

Interim guidance

19 March 2020

[https://www.who.int/publications-detail/considerations-for-quarantine-of-individuals-in-the-context-of-containment-for-coronavirus-disease-\(covid-19\)](https://www.who.int/publications-detail/considerations-for-quarantine-of-individuals-in-the-context-of-containment-for-coronavirus-disease-(covid-19))

2020年1月30日、WHO事務局長は、コロナウイルス感染症 (COVID-19) のアウトブレイクを国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると決定した [1]。このアウトブレイクが拡大し続ける中、各加盟国はこの感染症が新たな地域に持ち込まれることを防ぎ、COVID-19の感染が既に蔓延している地域でのヒトからヒトへの伝播を減少させる対策を検討している。

これらの目標を達成するための公衆衛生上の対策に、隔離が含まれる場合がある。この隔離とは、ウイルスに曝露された可能性がある健康な人に対して、症状のモニタリングおよび症例の早期発見の徹底を目的として、移動を制限したり、他の人たちから分離したりすることである。多くの国が、隔離を課す法的権限を有する。隔離は、あくまでも公衆衛生上の対応とウイルスを封じ込める方法を包括する1つの対策として実施すべきであり、国際保健規則 (2005) の第3条に則り、人間の尊厳、人権および基本的自由を十分に尊重して行わなければならない [2]。

本文書の目的は、現在の COVID-19 アウトブレイクに関連して個人の隔離策を実行する際のガイダンスを加盟国に提供することである。自治体や国の、個人の隔離や感染予防・制御 (infection prevention and control、IPC) 対策遵守に関する政策決定責任者を対象とする。

本文書は、COVID-19 のアウトブレイクに関する現時点での知識、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス (SARS-CoV) や中東呼吸器症候群 (MERS-CoV)、インフルエンザウイルスなどの他の呼吸器疾患の病原体に関する検討事項に基づくものである。WHO は新たな情報に基づき、適宜これらの推奨事項の更新を継続的に行うものとする。

個人の隔離

ここで述べる個人の隔離とは、病原体すなわちウイルスに曝露された可能性のある健康な人に対して、症状のモニタリングや症例の早期発見の徹底を目的として、移動を制限したり他から分離したりすることである。この隔離は、感染の伝播またはウイルスによる汚染を防ぐため、有症者

または感染者を他から分離する隔離とは異なる。

隔離は、国際保健規則（2005）の法的枠組み内にあり、特に以下の条項に含まれている。

- 第 30 条 – 公衆衛生上の観察下にある旅行者
- 第 31 条 – 旅行者の入域に係る保健上の措置
- 第 32 条 – 旅行者の扱い [2]

加盟国は、保健政策を遂行するために、個人の移動を制限する内容であっても、国際連合憲章および国際法の原則に則り、法律を制定し実行する国権を有する。

各国は、隔離実行前に、パニックを減らし国民からの同意を得るため、以下の対策について適切に伝えておくべきである [1]。

- 当局は、明確でわかりやすく、一貫性のある最新のガイドラインを、隔離対策に関する信頼性の高い情報とともに提供すべきである。
- 隔離対策の受け入れには、社会との建設的な関わり合いが不可欠である。
- 隔離者には、医療および経済・社会・心理社会的支援、食品や水、その他の生活必需品を提供する必要がある。脆弱な集団のニーズが優先されるべきである。
- 文化的、地理的、経済的な要因は、隔離の有効性に影響を与える。現地の状況に関する評価では、隔離を成功に導く要因と潜在的な障害の両者を迅速に評価する必要があり、得られた情報は、最も適切で文化的に受け入れられやすい対策を計画するために用いるべきである。

いつ隔離対策を実施すべきか

アウトブレイクの初期に隔離対策を導入することは、その国や地域への感染症の持ち込みや、蔓延地域で流行のピークを遅らせることができる可能性がある。しかし、適切に実施されないと、隔離によって、別の汚染源や感染症の伝搬が発生する可能性もある。

現在の COVID-19 アウトブレイクに関連する世界の封じ込め戦略には、検査確定例の迅速な同定および、検査確定例の医療施設 [3] または自宅 [4] での隔離と管理が含まれる。

COVID-19 ウイルス検査で感染が確定した患者の接触者には、その患者に最後に曝露した日から 14 日間の隔離を、WHO は推奨する。

隔離を実行する上で、接触者とは、患者が発症する 2 日前から 14 日後に、以下のいずれかの曝露をひとつでも経験した人である。

- COVID-19 感染症患者と 1 メートル以内の距離で 15 分間を超えて対面で接触
- COVID-19 感染症患者に、適切な個人用防護具を使用せずに直接ケアを提供
- COVID-19 感染症患者と同一の閉鎖環境（職場、教室、家庭、集会など）に、時間の長さに関わらず滞在
- 輸送手段に関わらず、至近距離（すなわち、1 メートル以内）にいる COVID-19 感染症患者と移動

- 現地のリスク評価で示されるその他の状況 [5]

隔離実施における推奨事項

隔離実施が決定された場合、当局は以下の点を確認すべきである。

- 隔離の環境が適切であり、隔離期間中、十分な食事と水、衛生的な環境が提供される
- 最低限の IPC 対策を実行できる
- 隔離期間中、隔離者の健康モニタリングに関する最低限の必要条件を満たすことができる

適切な環境および適切な供給の徹底

隔離の実施には、1名または複数の人がケアを受けている間、コミュニティからの物理的な分離を可能とする適切な施設の利用または設置が含まれる。

適切な隔離のための準備には、以下の対策が含まれる。

- 隔離者は、十分に換気できる、バスルーム（すなわち、手洗いのできる設備およびトイレ）付きの個室に入る必要がある。個室が使用できない場合は、ベッドを少なくとも1メートル離して配置すべきである。
- 適切な換気、エアフィルターシステム、廃棄物処理のプロトコールなど、適切な環境感染制御を行わなければならない。
- 隔離者間の物理的距離（すなわち、少なくとも1メートルの距離）を維持する必要がある。
- 宿泊施設では適度に快適に過ごせるように、以下を提供すべきである
 - 食事、水、衛生的な環境の提供
 - 荷物やその他の持ち物の安全管理
 - 既に認められている症状に対する適切な治療
 - 隔離者の権利、利用可能なサービス、必要な滞在期間、症状出現時に起こることに関する説明を含め、隔離者が理解できる言語でのコミュニケーション。加えて、現地の大使館または領事館の支援に関する連絡先情報
- 公衆衛生上の目的のため、隔離されているか医学検査や他の手技を受ける必要がある検疫拘束中の旅行者には、医学的な支援が必要である。
- 隔離者は、隔離施設の外にいる家族と連絡が取れるようにしておかななければならない。
- 可能であれば、インターネット、ニュース、娯楽にもアクセスできるようにする。
- 心理社会的支援も利用できるようにしておく必要がある。
- 高齢者および基礎疾患のある隔離者は、COVID-19 重症化リスクが高いため、特に注意を要する。

隔離の滞在先として可能性のある場所には、ホテル、寮、団体利用者向けの収容施設、接触者の自宅が挙げられる。いずれの場所においても、安全かつ効果的な隔離に適切な状況であることを、

評価して確認しなければならない。

自宅での隔離となった場合には、十分に換気できる個室を確保する必要があり、個室が確保できない場合には、他の家族との距離を少なくとも1メートル保ち、共有スペースや共有する食器を必要最小限にし、(台所や風呂場のような)共有スペースの換気を徹底する。

感染予防と制御に関する最低限の対策

隔離者の安全な環境を確保するため、感染予防と制御(IPC)に関して以下の対策を取るべきである。

1. 早期発見と制御

- 隔離期間中のどの時点においても、発熱を有する疾患または呼吸器症状を引き起こした隔離者は、COVID-19 感染疑い例として治療し、管理すべきである。
- 隔離者全員および職員には、以下の標準予防策が適用される。
 - 呼吸器分泌物に接触後、飲食前、トイレ使用後は特に、手指衛生(衛生的手洗い)をこまめに行う。手指衛生には、石けんと流水での手洗い、または、擦式アルコール製剤による手指消毒が含まれる。手が目に見えて汚れていない場合には、擦式アルコール製剤による手指消毒が望ましい。目に見えて汚れている場合は、石けんと流水で手を洗う。
 - 隔離者全員が呼吸器衛生を実行しており、咳やくしゃみをする時に鼻と口を肘の内側かティッシュペーパーで覆い、使用したティッシュペーパーをすぐに蓋つきゴミ箱に捨てた後、手指衛生を行うことの重要性を理解していることを確認する。
 - 目、鼻、口を触らないようにする。
- 症状のない人には医療用マスクは必要ない。どのような種類のマスクであっても、症状のない人の感染防御にマスクが役立つというエビデンスはない [6]。

2. 行政的管理

隔離施設内のIPCに関する行政的な管理および政策には以下が含まれるが、必ずしもこれだけに限定されるわけではない。

- (例えば、適切な施設の設計などによる)持続可能なIPCのためのインフラや活動の構築
- 隔離者および職員に対する、IPC対策関連の教育。隔離施設に勤務する全職員は、隔離対策の実施前に、標準予防策に関するトレーニングを受ける必要がある。隔離者は施設到着時に、標準予防策に関して同様のアドバイスを受ける必要がある。症状が現れた場合に速やかに治療を受けることの重要性を、職員と隔離者のいずれもが理解しておくべきである。
- COVID-19 疑い症例の早期発見と紹介を徹底する政策の策定

3. 環境調整

環境の洗浄と消毒の手順を一貫して正しく実施する必要がある。清掃担当職員は、COVID-19に関する教育を受け、感染から守られるべきであり、隔離期間中、環境表面が定期的かつ徹底的に洗浄されていることを確認する。

- ベッドサイド・テーブルやベッドフレーム、寝室の他の家具など、頻繁に触れる物品や設備の表面を、漂白剤の希釈液（水 99 に対して漂白剤 1）などの一般的な家庭用消毒剤を用いて毎日、洗浄し、消毒する。漂白剤で洗浄できない物品や設備の表面には、70%エタノールを用いる。
- 入浴設備とトイレの表面を、1日1回以上、漂白剤の希釈液（水 99 に対して漂白剤 1）を用いて洗浄し、消毒する。
- 衣類、ベッドリネン、バスタオル、ハンドタオルは、一般的な洗濯せっけんで手洗いを行うか、60～90°C（140～194°F）のお湯で一般的な洗濯洗剤を用いて洗濯機で洗い、完全に乾かす。
- 国は、管理されていない空地ではなく最終処分場で廃棄物を確実に処理するための対策の実行を検討すべきである。
- 清掃担当者は、物品や設備の表面を洗浄したり、体液で汚れた衣類やリネンを取り扱ったりする際には、使い捨ての手袋を使用すべきであり、手袋の着用前後に手指衛生を行う必要がある。

隔離者の健康モニタリングに関する最低限の要求事項

隔離期間中、施設内で、体温測定と症状のスクリーニングを含め隔離者のフォローアップを毎日実施すべきである。感染リスクの高い人および重症化リスクの高い人には、基礎疾患のためのサーベイランスが追加で必要となったり、特定の治療が必要となったりする場合がある。

必要となる資源や人員、隔離施設職員の休憩について考慮すべきである。アウトブレイクの進行中、限られた公衆衛生上の資源を医療施設や症例発見活動に優先して充てた方が良い可能性があるという意味で、これは特に重要である。

隔離期間の最後には、症状の有無にかかわらず、隔離者の呼吸器関連の検体を検査室に送り検査を実施すべきである。

参考文献

1. Statement on the second meeting of the International Health Regulations (2005) Emergency Committee regarding the outbreak of novel coronavirus (2019-nCoV). In: World Health Organization/Newsroom [website]. Geneva: World Health Organization; 2020 ([https://www.who.int/news-room/detail/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-\(2005\)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/news-room/detail/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov))), accessed 29 February 2020).
2. Key considerations: quarantine in the context of COVID-19. In: Social Science in Humanitarian Action: A Communication for Development Platform [website]. New York: UNICEF, Institute of Development Studies; 2020 (<https://www.socialscienceinaction.org/resources/february-2020-social-science-humanitarian-action-platform/>), accessed 29 February 2020)

3. World Health Organization. [https://www.who.int/publications-detail/clinical-management-of-severe-acute-respiratory-infection-when-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-is-suspected](https://www.who.int/publications-detail/clinical-management-of-severe-acute-respiratory-infection-when-novel-coronavirus-(ncov)-infection-is-suspected) (accessed 16 March 2020)
4. World Health Organization. [https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts](https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-(ncov)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts): interim guidance, 17 March 2020. Geneva: World Health Organization; 2020 (accessed 17 March 2020)
5. World Health Organization. [https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-(2019-ncov)): interim guidance, 20 March 2020
6. World Health Organization. [https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-in-the-community-during-home-care-and-in-healthcare-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)-outbreak](https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-in-the-community-during-home-care-and-in-healthcare-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-(2019-ncov)-outbreak): interim guidance, 6 April 2020

WHOは、この暫定ガイダンスに影響を与える可能性があるあらゆる変化に対し、状況の監視を注意深く継続する。

変化が生じた場合、WHOは更新版を発表する。そうでない場合、この暫定ガイダンスは発行日から2年をもって失効とする。

© World Health Organization 2020. Some rights reserved. This work is available under the CC BY-NC-SA 3.0 IGO licence.

WHO reference number: WHO/2019-nCoV/IHR_Quarantine/2020.2